

篠崎 進士 法律事務所報



2016年 新春号



山口組の分裂と暴力団の終焉（その後に備えること） 02

所長弁護士 篠崎 芳明

平成28年(2016年)を迎えて 副所長弁護士 進士 肇 03

付随対象著作物について 弁護士 杉山 一郎 04

日本私法学会というところ ― 個別研究報告を振り返って 05

弁護士 清水 恵介

民暴ABC 反社の手口と対応策について 弁護士 小川 幸三 06

婚姻費用と養育費 弁護士 石黒 一利 07

入所挨拶 弁護士 金山 真琴 07

近況報告 08

山口組の分裂と暴力団の終焉 (その後に備えること)

篠崎・進士法律事務所所長

弁護士

篠崎 芳明



山口組が分裂した。理由は過酷な上納金と人事への不満と報道された。警察は、双方の「殺し合い」を懸念し、世界一安全な社会への波及を懸念している。

私は、山口組の分裂は暴力団経営が行き詰まり、楽に、安全に、大金を得るビジネスが困難になったことが最大の理由と考える。このことは、暴力団の収入が激減していることを示しており、新規加入者の減少と脱退者の増大により暴力団が早晚壊滅することを示唆するものである。

かつての暴力団員は、街の中では肩で風を切って、颯爽と格好良く振る舞っていたし、市民には平然と無理難題を押しつけていた。何よりも一見してやくざと判る人相風体、言葉遣いであった。入れ墨をちらつかせ、欠けた指を見せつけた。パンチパーマや頬の切り傷は彼らの紋章であった。市民は彼らを怖れ、因縁をつけないように心掛けていた。

一方において、彼らを上手に使いこなせることが立派な経営者の条件であった。思えば彼らは真に重宝な存在だった。いわゆる「汚れ仕事」を引き受け、仕事は完璧であった。競合他社や社内の反対勢力を追い落とす仕事や株主総会の仕切り役などに打ってつけであった。地上げや債権取り立てにも利用できた。経営者には「清濁併せ飲む器量」が求められた。大企業には彼らに対応する担当者が置かれ、暴力団トラブルを担当し、彼らを上手に利用する役割を担っていた。

日本は、国として暴力団の存在を許容して（暴対法は存在を認め、主に指定暴力団を規制している。）よいものであろうか。暴力団、マフィアなど反社会的勢力の存在を許容する国は日本以外にない。民主主義国家と言えるためには、法治主義（法の支配）国家でなければならない。

暴力団が「お目こぼし」として許容できる限度を超えて、市民と社会に大きな迷惑と損害を及ぼすほどに勢力を拡大し、資金源活動の多角化を進めたことにより、社会はその害毒を到底許容できないところに至った。

市民は、暴力団の不当要求行為に対応すべく工夫を重ね、昭和55年には日弁連に民事介入暴力対策委員会が設置された。昭和62年には民事裁判で暴力団事務所の追放が実現した。平成4年には暴対法が施行された。平成16年には最高裁で暴力団組長の使用者責任が認められた。平成19年の警察白書は、山口組の上納金は年に10億円を超えたとし、社会に害毒を及ぼす彼らを放置できないとした。政府は、その年に「行動指針」を公表し、事業者に暴力団など反社会的勢力に対する利益供与しないよう求めた。平成23年には暴力団への利益供与を禁止する暴排条例が全国で施行された。そして、平成24年には「みずほ銀行暴力団融資事件」が社会問題となった。いよいよ日本社会は暴力団の存在と活動を許容しなくなったのであった。

資金源と組員を失った暴力団の壊滅は、今や時間の問題となっている。

しかし、組織として暴力団が消滅しても、楽に、安全に、大金を得ようとする輩がいなくなるはずはない。「半グレ」なる集団は、「暴力団」消滅後の「組織犯罪」の組織と手口を暗示するものであろうか。

我々は「暴力団」の看板を使わずにより凶暴化し、知能化し、組織化した新たな反社会的勢力の誕生と跳梁を断じて許してはならない。

弁護士は、その使命（人権の擁護と社会正義の実現・弁護士法1条1項）に照らして、新たな組織暴力に対して、より適切、効果的な対抗方法を模索し続けなければならない。

平成28年（2016年）を迎えて

篠崎・進士法律事務所副所長

弁護士

進士 肇



2020年の東京オリンピック開催がまた1年近づきました。当事務所が所在する虎ノ門界隈も再開発が進んでいます。オリンピックエンブレム問題、国立競技場問題など昨年はいろいろありましたが、いずれも五輪という祭典を迎えるための生みの苦しみと、前向きに捉えましょう。平成28年（2016年）はどんな年になるでしょうか。今年は一足先に南米初のリオ五輪が開催され、選手たちの活躍も注目されます。

当事務所はお陰様で、昨年一年間、全ての業務分野で順調に仕事をこなすことができ、また新たな気持ちで平成28年を迎えることができました。これも平素からの皆様方のご厚情の賜であると感謝しております。顧問先の皆様とのお付き合いもますます増え、本当に有り難いことです。今年は金山真琴弁護士が新人として加わり、とても楽しみです。当事務所は、総合力をさらにアップさせながら、皆様のさらなるご要望にお応えできるよう努めて参ります。全員で「フットワークを軽く、スピーディに」。益々のご用命をお願い申し上げます。

平成27年の仕事を振り返ると、3月に始まった民事再生事件（監督委員）と破産管財事件の並行案件が特筆に値します。前者は5月に東京地裁管内では珍しい管理命令が下って当職が再生管財人に就任し、7月末に事業譲渡契約をクロージング、8月に再生計画案を提出し、10月に裁判所から認可決定を得ました。破産管財事件の方も財産換価はほとんど終わりましたが、破産管財人としての公的職務がまだ残っており、今年も継続して職務を遂行します。破産管財業務に関しては、司法修習45期の裁判官・弁護士で共同編集をした『破産管財人の財産換価』（商事法務）の出版も11月に成り、12月には東京弁護士会倒産法部の勉強会「寺子屋」にて、「事業継続中の法人に関する破産申立てに際しての留意点」というテーマに関して「師範代」（大袈裟です）として意見を述べる機会を頂戴するなど、充実しておりました。

幾多の通常訴訟案件の外には、株主総会検査役（会社法306条）、スクイズアウトのスキーム作り及び遂行、耐税型の特別清算手続など、興味深い会社法務案件を担当しました。6月の株主総会シーズンには、例年通り多くの総会の事務局で進行を見つめました。これまで苦勞されたある会

社の総会で、議長が十年ぶりの復活を宣言したときは、本当に感無量でした。

公務としては、平成25年4月にスタートした約3年間の最高裁判所司法研修所の教官（民事弁護担当）の職務を実質的に終えました（正式な任期の満了は本年3月末日）。8～9月のA班では23組大阪クラス62名、10～11月のB班では5組熊本・鹿児島・宮崎クラス63名を担当し、集合修習の間、週2日の授業、その準備、即日起案の採点添削などで本当に忙しい日々を送りました。12月には導入修習で69期10組広島・山口・鳥取・島根クラス66名を迎えて3週間の濃密な時間を過ごし、12月21日の最終講義で実務修習に向かう修習生たちにはなむけの言葉を贈りました。実務法曹（弁護士・裁判官・検察官）の卵を教育し、卒業試験を経由して我々の世界に迎えるという大変重い役割を、3年間大過なく務められたことに、今深い安堵を覚えています。最前線の裁判教官・検察教官らと協働して若い修習生たちと真剣に向き合うという、本当に得難い経験ができました。この付き合いは一生続くことでしょう。

さて、司研教官職が終わったら3年分の夏休みでもとると、妻や子供たちと海外旅行の計画を練っていた矢先の11月、大変な仕事を拝命することになりました。旅行計画は吹っ飛び、代わりに12月の導入修習の合い間を縫って、某国に出張することになりました。9名の弁護士（66期の教え子も一人含まれています。）、3名の公認会計士と共に、毎日汗をかいています。そんなこんなで激動の平成27年でした。

今年は、司研教官として精魂込めていた時間がすっぽり空いた訳ですから、依頼者・顧問先の皆様と共にある時間を少しでも増やし、これまで以上にパワフルに精密に、仕事をしたいと思っています。

皆様方のサポート役として、手を携えながらこの年を明るくできるような貢献していきたい平成28年。実務法曹となった教え子たちがどのように羽ばたいていくかも楽しみです。本年も、当事務所への変わらぬご愛顧を賜りたくお願いを申し上げます。

付随対象著作物について

弁護士 杉山 一郎



❶ 照明器具製造販売会社が、そのカタログに、照明器具を展示した室内の写真を掲載したら、床の間に飾っていた書道家の書が写り込んだため、書道家から著作権の中の複製権を侵害すると訴えられた事案があります（東京地判平成11年10月27日判時1701号157頁・雪月花事件）。

この事案では、カタログからは書の美的要素の基礎となる特徴部分（墨の濃淡やかすれ具合など）を感得することができないとして、カタログは書の複製物ではないと判断されました。

しかし、他の写真などがたまたま写り込んだ写真をカタログやブログに掲載した場合など、複製権侵害を主張されるリスクを完全には排除できませんでした。

❷ そこで、著作権法は、平成24年改正にて、「写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と新たに著作権制限規定を定め（法30条の2第1項）、それまで日常的に行われてきた行為が著作権を侵害しないことを明確化しました。

この条項は、日本版フェアユース規定（著作権の一般制限規定）を導入する代わりに設けられたものです。

❸ この例外規定の適用を受けるには、「写真の撮影

等の方法による著作物を創作」、「分離することが困難であること」と「軽微な構成部分」との要件を満たす必要があります。

ここで、「分離することが困難であること」については、文化庁によれば、物理的な分離困難性ではなく、社会通念によって客観的に判断されます。物理的な分離困難性が必要ということになると、写真の撮影等の際に書などが写らないよう撤去すべきということになるからです。ただし、敢えて被写体に含めて撮影した場合（中山信弘「著作権法」第2版では娘にミッキーマウスの人形を抱かせて写真を撮った場合を挙げています。）などの「写し込み」については、分離困難といえるか微妙な点があります。

また、「軽微な構成部分」についても著作物の種類や利用態様に照らし、社会通念によって判断されます。ただし、何が軽微なのかについては具体的な割合・基準等がないため問題となります。

❹ ところで、先日、政府よりTPP（環太平洋パートナーシップ協定）が大筋合意に達したと発表されました⁽¹⁾が、著作権については、著作物の保護期間を50年から70年に延長すること（映画の著作物はすでに公表後70年となっています。）、法定損害賠償制度の導入のほか、著作権侵害罪の非親告罪化が合意されています。

ただし、非親告罪化については「市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合」にはこの限りではないとされていること、アメリカではフェアユース規定が存在すること、著作物の保護期間を延長することとのバランスから、今後日本版フェアユース規定の導入の是非が再度議論される可能性があると考えられます。

(1) http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

日本私法学会というところ —— 個別研究報告を振り返って

弁護士 清水 恵介



日本私法学会は、昭和23年に創立された、私法分野における日本最大の学術団体で、2千名以上の会員で構成されている。とりわけ、民法と商法の研究者は、ほとんどの場合、この学会に属していると考えてよいであろう。弁護士などの実務家も、私法の研究に関心のある人は、会員2名の推薦を受けて多く加入している。私も、平成11年に民法教員として大学に戻って間もなく、この学会に加入した。師匠から最低限、この学会には入るべきであると言われたからである。

それから16年が経過した平成27年、本学会にて、個別研究報告をする運びとなった。本学会は、10月上旬の3連休の土日2日間で実施され、通常は初日に個別研究報告、2日目にシンポジウムを行うのが慣わしである。個別研究報告は、例年10数名が事前のエントリーに基づいて登壇する。暗黙の前提としては、民法・商法の若手研究者にとっての登竜門であり、ここで学会デビューをし、学界での認知を得るといった意味合いがある。

その意味では、私はやや遅咲きのデビューをしたことになる。本年登壇した13名の報告者は、助教1名、講師3名、准教授8名、教授1名。この最後の1名が私であり、何を今さらとも思われかねない立場であったが、学者たるもの1度はとの無言の圧力に押されるまま、同年4月のエントリーに間に合わせた。エントリーに際しては、報告内容に関連する業績が要求されるため、銀行系の財団から研究助成金を受けて同年1月に公表したばかりの論稿をベースとした「金銭の担保化の担保法的構造～敷金関係を中心に」とのテーマで報告に臨むこととした。

おそらく、一般的には、その研究者が初期の段階で数年を費やした研究の集大成を示すというのが個別報告の場であると思うものの、私については、そもそもそのような1点集中型の研究をしてこなかった上に、かなり時間の空いた初期の研究テーマにはもはや熱意がも

てなくなっており、あえて直近の研究をぶつけてみた。

幸い、6月の個別報告許可の連絡とともに受領した「個別報告要領」には、理事会からの要望として、「できるだけ議論を誘発する内容のもの」とあり、その意味では、この要望に合うテーマではあった。敷金を中心とした「金銭の担保化」という問題設定は、いずれもテーマとしては大きい、金銭論、譲渡担保論、信託論、賃貸借論との交錯が避けられず、どこから矢が飛んできてもおかしくない内容だったからである。

それと、今回の報告には、もう1つの意図もあった。

学者の研究報告に対する、よくある質問の中に、「現行の解釈論のどこに問題があるのか」といった類のものがある。かかる言説には、昨今の債権法改正論議でもよくみられた「寝た子を起こすな」的なニュアンス、あるいは、差し迫った具体的な社会問題を解決する実益がないのであれば、ことさら新たな解釈論を展開すべきではないとのニュアンスが含まれている。

学会で実際に、そのような質問が出たわけではないが、仮に出たならばどう答えるかは少し考えた。たとえば、ニュートリノに質量があることの発見が実生活に直ちに実りをもたらすものではないように、本報告は、実務の理論化に主たる意図があり、社会に対して即効性のある何かを提示するものではないからである。そのような意図を、実学としての法律学において主張することに一般的な非力さは感じられるものの、この種の研究があってもよく、それこそが学者の本分ではないかとすら感じる。それゆえに、あえて今回の報告では、敷金を正面から担保として構成するとの“理論”の提示に主眼を置いた。

こうして、同年10月10日、京都・立命館大学衣笠キャンパスにて、本学会の第79回大会は開催され、上記の個別研究報告を行った。その評価ははたしてどうだったのだろうか。（日本大学教授）

反社の手口と対応策について

弁護士 小川 幸三



弁護士 今回は暴力団等の反社会的勢力の不当要求の手口を分析し、そして、それへの対応策についてお話しします。前に、心構えとしての「怖がらない」を実現するためには、彼らの手口を予め知ることが重要だとお話ししましたね。

不動産会社管理部長 はい、そうでした。

井 彼らの手口の特徴は色々あります。これを体系的に纏めるのは難しく、私なりに経験したところから分析してみたものが、①正体を隠して近づく、②強烈な追い込みをかけて素速く逃げる、③高度の交渉術、④弁護士等法的専門家が、⑤他の団体の名で行動する、⑥正当な権利行使の外形を作り出す、⑦証拠を取られないように工夫する、⑧被害者が助けを求められない状況に陥れる、です。この分類は洗練されておらず、重複するように見えますが、とりあえずこれで説明させてください。

部 先生が経験した事件を1つ1つ分析した結果、得られた彼らの手口の特徴ということですね。

井 そのとおりです。そして、何故、彼らはこんな方法を取るのだろうか？とずっと考えていた結果、たどり着いたのが前回お話ししました、彼らの経済原理である「如何に警察に逮捕されずに如何に大きな利益をあげるか」なのです。

部 これって、よく見たら「ローリスク・ハイリターン」という経営目標と似てますね。

井 そのとおり。違うのは、私達におけるリターンは適法な利益であり、リスクはコンプライアンス違反・信用毀損ですが、彼らにおけるリターンは違法・不当な利益も含み、リスクは、逮捕・起訴・収監であって、一言でいえば、「カネのためなら、犯罪でも逮捕されないようにやる」というこ

とです。彼らの場合、逮捕されない限り、それは違法行為ではないんですね。

部 何か恐ろしいですね。

井 異論があるかもしれませんが、私は、彼らの経済原理を突き動かしているのは「上納金制度」であり、高額の上納金制度があるから、彼らはおかしくなるんだと思っています。

部 それはどういう意味ですか？

井 親分自らが恐喝等の実行行為者として逮捕されると組織が大打撃を受けるため、彼らは親分が逮捕されない方法として上納金制度を作って組織の維持を図りました。親分が自ら何もしなくてもお金が集まってくるという上納金制度は、子分たちを親分のために上納金獲得活動を行う実行部隊へと変貌させました。子分は上納金確保のために、更に、実行部隊となる子分を獲得し、他のヤクザの縄張りに手を出し、堅気を泣かす強固な不当要求をし出します。暴力団の階層構造化・広域化・反社会化が一気に進んだのです。

部 恐ろしいですね。

井 ある暴力団では毎週会議を行い、そこで各組員の資金獲得活動の進捗状況を報告させ、毎月の上納金のノルマをクリアできるかを確認しているとのことでした。「今、〇〇の〇〇支店の担当者に、『保健所へいくぞ!』と脅してます。目標は100万です」というやりとりがあったそうです。

部 上納金のノルマ達成のために不当要求を行う組織が暴力団だということですか。凄まじいですね。

婚姻費用と養育費

弁護士 石黒 一利



Aさん 我が家は現在夫と別居中なのですが、夫が全然お金を出してくれないので、私のパート収入で何とやり繰りをしている状況です。子どもが二人いて、今が食べ盛りなので、夫に養育費を請求できないでしょうか。

石黒 それは養育費ではなく、婚姻費用のことですね。養育費というのは、子どもを養育するために必要な費用のこととして、婚姻関係がない又は解消されている場合に、実際に子どもを養育している親が他方に対して請求するものです。

これに対し、Aさんはご主人と婚姻関係にあるわけなので、ご主人に請求するお金というのは、子どもの養育費用を含めた婚姻関係を維持するために必要な費用、つまり婚姻費用となります。

Aさん なるほど。婚姻費用と言うのですね。

ところで、実際に、夫から幾らくらいの婚姻費用がもらえるのでしょうか。

石黒 婚姻費用の分担額というのは、実は相場がありまして、自分の所得額と相手の所得額によって決まります。

東京家庭裁判所のホームページに「養育費・婚姻費用

算定表」というものが掲載されているので参考にしてみてください。

Aさん それはありがたいです。

我が家は、子どもが二人とも小学生で、サラリーマンである夫の年収が600万円くらい、私のパート収入が年100万円くらいです。この「養育費・婚姻費用算定表」に当てはめると、月額10万円ないし12万円をもらえるということですね。

石黒 そうです。

「養育費・婚姻費用算定表」はあくまでも参考資料という位置づけですが、実際には、家庭裁判所における調停や審判になったとき、夫婦間にある諸般の事情はそれほど斟酌されず、お互いの所得に基づき算定表どりの金額になることが多いといえます。

Aさん ありがとうございます。夫にこの「養育費・婚姻費用算定表」を見せて、強気に婚姻費用を請求してみます。

入所挨拶

弁護士 金山 真琴

はじめまして。この度、ご縁がありまして篠崎・進士法律事務所へ入所することになりました、金山真琴と申します。司法修習は生まれ育った地の横浜で行いました。修習は学びの多いものであり、それまで自分なりに考えてきたことが多少なりとも陶冶されたと思います。そこで、弁護士としての第一歩を踏み出すにあたり、自分自身が銘記すべきと思うところを申し上げることで、入所の挨拶とさせていただきます。

まず、人間として仕事をする。私は、あの人なら大丈夫と依頼者に信頼してもらえるような弁護士になりたいと思っています。信頼というものを考えたとき、私は人間性というものに行きつきます。自分が誰かを信頼できると感じる時、その人には誠実さや自信、自分の言葉に責任を持てるといった人間的な魅力がありました。私は弁護士である前に、一人の人間です。仕事を通じて自身の能力を鍛えることは当然とし

て、人間性も磨き、それが仕事に現れるよう励もうと思います。

次に、柔軟であること。依頼者が求めているのは、依頼に対し全力を尽くすことだけではなく、その期待に応えてくれることのはずです。単に法律を適用すれば不利と見える状況でも、依頼者の期待に応えられるよう絶えず自分の頭で考え続けようと思います。私は法律に使われるのではなく、法律を使う者でありたいので、常に柔軟性を失わないように心掛けていくつもりです。

最後に、謙虚であること。自分が多少でもものを分かっていてと自惚れてしまうと、そこで考えるのをやめてしまいます。謙虚さを常に忘れず、前に進み続けたいと思います。

以上、身の丈に合わないことを申し上げましたが、篠崎・進士法律事務所の一員として恥ずかしくないよう日々精進していく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士 篠崎 芳明

いま中国古典「菜根譚」にはまっています。そのなか（前集142）に、「士君子は貧なれば、物を済（すく）う能（あた）わざる者なるも、人の痴迷する処に遇えば、一言を出して之を提醒（ていせい）し、人の急難する処に遇えば、一言を出して、之を解救す。亦た是れ無量の功德なり。」との訓があります。意識をすれば、「財力で人を救えなくとも、適切な助言でその人を救済できる。」ということでしょう。更に有効で「適切な助言」がないか、弁護士として更なる模索を重ねているこの頃です。



弁護士 進士 肇

司法研修所での職務から事実上解放され、今年は晴れ晴れとした気持ちで、東京の街中を走れそうです。2月28日（日）の東京マラソン、体調を万全にして臨みます。少し生まれた時間の余裕を何に使おうか、ライザッ……、いや、これまで以上に仕事に邁進します。



弁護士 寺嶋 毅一郎

近くに、有名漫画家の自宅兼仕事場があります。ずいぶん前のことになりますが、夕方子供と散歩してご自宅前を通りかかったところ、敷地の端に座りこみ、ほんやり空を見上げていらした姿を目にしました。年末、人影もまばらな街で、無から有を生み出す創作の厳しさを垣間見た（気がした）ことを思い出しました。



弁護士 杉山 一郎

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始される（予定では）。しかし一生変更されないマイナンバーを自分や他人が管理できるのだろうか疑問に思う。身分証明書が偽造されている現状に照らせば、個人番号カードを紛失したら、他人になりすまされるおそれがあるのではないかと。



弁護士 小川 幸三

昨年、山口組分裂騒動のとき、ボスから振られて初めてテレビ生出演をしました。内容が内容だけに、両親は「大丈夫か?」と心配し、家内は「何で引き受けたのよ!」と激怒しました。家内は「絶対、余計なことは言っちゃダメよ」と私の失言を非常に恐れ、生放送は怖くて見なかったそうです。私も両親と家内以外には事前に連絡はしませんでした。10分余りの生出演で、私らしさを封印して当たり障りのないコメントをしました。偶然見た顧問先の方は喜んでくれました。



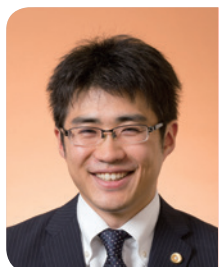
弁護士 中山 祐樹

昨年は、夏前の週末を使って札幌へと出かけました。食べるべき名物が多い土地であり、1泊2日の短い滞在で少しでもたくさん食べようと綿密に計画を練って臨んだ結果、一気に体重を増やして帰ってきました。とりわけ、味噌ラーメンの元祖という店のラーメンは絶品でした。それはそれとして、今年は健康に留意して過ごしたいと思います。



弁護士 石黒 一利

先日、高校ラグビー部時代からの友人と食事をしました。2015年ラグビーワールドカップの影響もあり、30代のうちにもう一度ラグビーの試合をやろうと大いに盛り上がり、早速その翌日に、他のラグビー部の友人にも声を掛けました。ただ、その週末に開催された弁護士会のソフトボール大会の後に全身筋肉痛になった自分の体力の低下を目の当たりにし、果たしてラグビーの試合なんのできるのかと今更ながら怖じ気づいている今日この頃です。



弁護士 鶴岡 拓真

巷で噂になっているデトックスにチャレンジしてみようかと思っています。内容は、2週間食事を断ち、解毒作用のあるサプリメントを摂取することによって腸内環境を整えるものであり、体質改善が期待できるようです。これからの季節は花粉症との戦いの日々が始まりますので、少しでも効果があれば嬉しいなと思います。



弁護士 金山 真琴

修習では証拠から事実を認定する技術について学んできました。事実認定の基礎として常識の大切さには気づいていたつもりでしたが、勉強するにつれ、ますます常識というものは重要なのだと感じます。学べば学ぼうと奥が深いです。自分の常識は社会の常識といえるのか、絶えずチェックすることを怠らず精進しようと思います。



弁護士 清水 恵介(客員)

昨年の下半期は、学会関係でいろいろありました。本号に書きました学会報告のほか、昨年より、日本成年後見法学会の常任理事と日本私法学会の理事に就任しました。また、新たに、日本温泉地域学会という学会にも加入しました。昨年スタートした「温泉と法」研究会の成果物をその学会誌に掲載するとの目的があります。これは完全に趣味の領域です。



税理士 藤代 節子

昨年、初めて交通事故に遭いました。信号のない横断歩道を渡ろうと車が途切れるのを待っていたところ、左折車に接触されました（軽傷）。警察の方には車が横断歩道前で停止する基本を守っていれば起きなかった事故と言われ、逆の立場ですが私もこれを教訓にして、今年は基本に忠実に、を忘れずにいきたいと思っています。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。
ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

